

標記工場ノ労働争議ニ就テハ既報ノ通ナルカ其後ノ経過左記ノ通りニ有之

記

### 一 経過

#### (1) 事業主側

A. 十一日迄ノ帰省女工ハ四十八名ニシテ他ニ何等ノ行動ナシ

B. 調停課ニ於テ調停スルニ於テハ賃金問題ニ付多少譲歩シ尚懲戒処分ヲ取消スノ意向アリ

#### (2) 労働者側

A. 寄宿女工ハ半数交代ニテ徹宵寄宿舎内ヲ巡回シ警備ニ藉口シテ女工帰省防止策ヲ講シツ、アリ

B. 争議團員ハ連日六百名位争議團本部ニ集合シ結束ヲ計リツ、アリ

C. 争議團幹部ハ十日調停課ニ出頭シ調停(法外)ノ申出ヲ爲シタルカ全日新聞紙ニ該事實カ争議團ノ軟化トシテ傳ヘラレタル爲メ憤慨シ別記三種ノビラヲ配布シ強硬ナル態度ヲ示シタルモ尚調停課ノ呼出ニ応シ事業主ト折衝スルノ意向アリ

D. 事業主側ノ々々帰京策ニ對抗シ別添印刷物ヲ女工郷里ニ送付宣傳セリ

E. 十一日別添印刷物ヲ町内居住者ニ配布セリ

#### (3) 他団体ノ行動

A. 金町電戸西工場代表者順澤國治小倉藤造外四名ハ